

資料 1

令和 5 年度京都市国民健康保険事業（案）について

< 目 次 >

	頁
1 令和5年度京都市国保事業（案）について	
(1) 被保険者数等の見込	1
(2) 令和5年度保険料について	1
2 京都市国保を取り巻く状況	3
3 令和5年度財政状況	4
4 令和5年度における制度改正	5
参考 今後の医療保険制度の改革について	6

1 令和5年度京都市国保事業（案）について

(1) 被保険者数等の見込

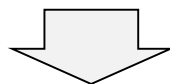
令和5年度の被保険者数は、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行することに加え、令和4年10月からの被用者保険の適用拡大による減少もあり、大幅に減少する見込みである。

項目	4年度予算	5年度予算	増△減
一般被保険者数	283,000人	270,000人	△13,000人（△4.59%）
一般世帯数	197,000世帯	192,000世帯	△5,000世帯（△2.54%）

(2) 令和5年度保険料について

ア 保険料算定の考え方

- 京都府から示された令和5年度の納付金総額については、前期高齢者交付金が増加していることなどにより医療分は減少したが、後期高齢者支援金分が増加した結果、昨年度とほぼ同額となった。ただし、被保険者数は減少しているため、1人当たり納付金は6,067円（約4.6%）増加となった。
- 示された納付金を基に収支計算を行ったところ、財政支援分の一般会計繰入金を令和4年度と同額の64億円を確保したうえで、保険料率を据え置いた場合、4年度に実施した一般会計からの臨時的支援（18億円）が皆減することなどにより、22億円の収支不足が見込まれた。この収支不足をすべて保険料の引上げで補填する場合、1人当たり保険料が9,970円（約10.0%）の増加となる。



- しかしながら、長引くコロナ禍に加え、令和5年度も継続すると見込まれる物価高騰により、被保険者の生活状況がさらに厳しさを増している中で、昨年度に引き続いて保険料を引き上げることは、国保加入世帯の生活により大きな影響を与えることになる。
- このため、一般会計繰入金を前年度と同額確保してもなお生じる収支不足22億円については、全額国保基金を活用し、保険料率を据え置くことにより、被保険者の負担軽減を図ることとする。
- 保険料率を据え置くことによって、前年度と世帯構成や所得が同じならば保険料も同額になる。ただし、国の制度改正に合わせて後期高齢者支援金に係る保険料の最高限度額を2万円引き上げるため、対象となる所得の高い世帯は負担が増加することとなる。

イ 保険料率の状況

		保険料率		
		4年度	5年度	増△減
医療分	均等割	25,790円	25,790円	+0円
	平等割	16,610円	16,610円	+0円
	所得割	7.65	7.65	0.00pt
後期分	均等割	9,200円	9,200円	+0円
	平等割	5,930円	5,930円	+0円
	所得割	2.82	2.82	0.00pt
介護分	均等割	9,970円	9,970円	+0円
	平等割	4,910円	4,910円	+0円
	所得割	2.56	2.56	0.00pt

ウ 1人当たり保険料の推移（予算ベース）

1人当たり 保険料		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	医療分	58,864円	54,988円	55,284円	55,100円	55,097円	57,382円	57,557円
	後期分	18,592円	19,966円	20,095円	20,032円	20,030円	20,456円	20,485円
	介護分	21,033円	21,412円	21,466円	21,381円	21,247円	22,104円	22,362円
	合計	98,489円	96,366円	96,845円	96,513円	96,374円	99,942円	100,404円

備考	料率据置き	保険料引下げ	料率据置き	料率据置き	料率据置き	料率据置き	保険料引上げ	料率据置き

エ 一般会計繰入金の比較

	4年度	5年度	増△減
基盤安定分	8,911百万円	8,659百万円	△252百万円
子ども均等割軽減分	77百万円	74百万円	△3百万円
財政支援分	6,409百万円	6,409百万円	0百万円
合計	15,397百万円	15,142百万円	△255百万円

2 京都市国保を取り巻く状況

- 今後も高齢化の進展や医療の高度化により、1人当たり医療費は増加していく見込みであり、今後も厳しい国保財政が続くことが予想される。
- 「健康長寿のまち・京都」の取組と連携して実施している保険事業等により、被保険者の健康づくりに取り組むとともに、医療費の適正化や保険料徴収率の向上を図ることで保険料の負担増加の抑制に努めるなど、本市の財政状況も踏まえながら、持続可能な制度運営に努めていく。
- また、国に対しては、更なる財政措置の拡充に加え、国保を含むすべての医療保険制度の一本化など制度の抜本的改革を強く要望していく。

【参考】

○本市における医療費の状況

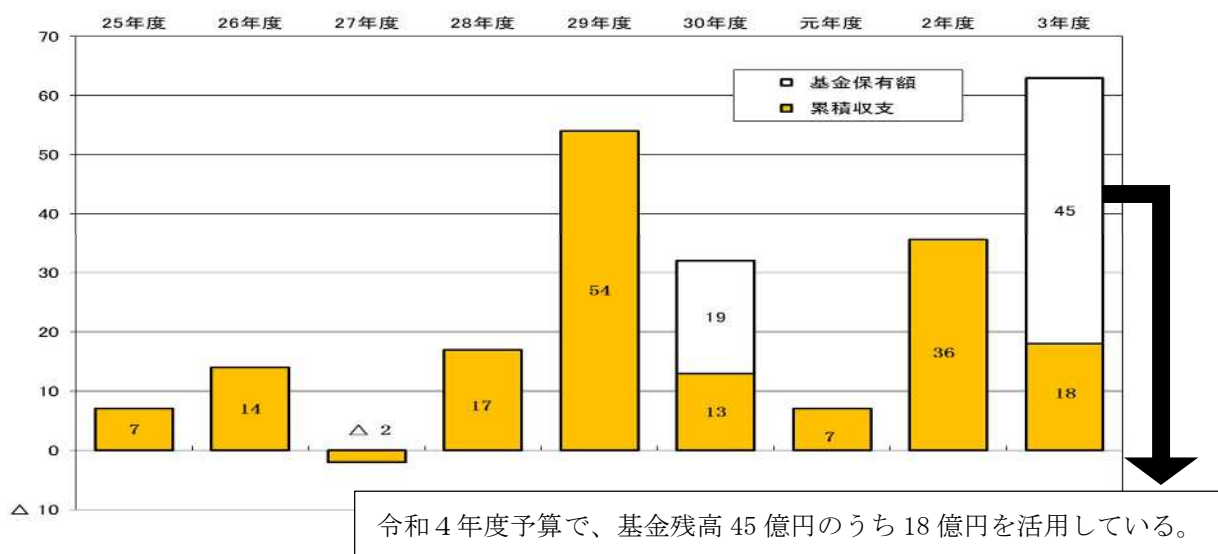
	平成20年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前期高齢者(65～74歳)加入割合	29.9%	39.1%	39.6%	40.2%
一般1人当たり医療費	281,674円	377,299円	365,544円	395,538円

○本市における保険料軽減適用率

	平成20年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
軽減適用率	60.3%	80.5%	78.4%	80.3%

○京都市国民健康保険事業特別会計累積収支と基金保有額の推移

(億円)



3 令和5年度財政状況

(単位:千円)

項 目		4年度 予算額(A)	5年度財政 見込額(B)	増△減 (B-A)	備 考	
一般医療分	歳入	保険料	16,093,000	15,403,000	△ 690,000	被保険者数の減
		国庫支出金	53,463	20,913	△ 32,550	
		府支出金	98,590,211	98,879,009	288,798	特別交付金分等の増
		一般会計繰入金	12,144,921	12,000,921	△ 144,000	基盤安定分の減
		繰越金	1	1	0	
		基金繰入金	1,240,000	460,000	△ 780,000	
		その他	227,904	224,810	△ 3,094	
	小計	128,349,500	126,988,654	△ 1,360,846		
	歳出	給付費	97,930,000	97,529,000	△ 401,000	被保険者数の減
		納付金	25,520,000	24,637,000	△ 883,000	京都府が示す納付金の減
		保健事業費	1,084,078	1,107,819	23,741	
		その他	3,815,422	3,714,835	△ 100,587	
	小計	128,349,500	126,988,654	△ 1,360,846		
差引過△不足額		0	0	0		
後期高齢者支援分	歳入	保険料	5,742,000	5,483,000	△ 259,000	被保険者数の減
		一般会計繰入金	2,405,000	2,328,000	△ 77,000	
		基金繰入金	0	1,170,000	1,170,000	
	小計	8,147,000	8,981,000	834,000		
	歳出	納付金	8,147,000	8,981,000	834,000	京都府が示す納付金の増
小計	8,147,000	8,981,000	834,000			
差引過△不足額		0	0	0		
介護分	歳入	保険料	2,024,000	2,029,000	5,000	
		一般会計繰入金	847,000	813,000	△ 34,000	
		基金繰入金	600,000	610,000	10,000	
	小計	3,471,000	3,452,000	△ 19,000		
	歳出	納付金	3,471,000	3,452,000	△ 19,000	京都府が示す納付金の減
小計	3,471,000	3,452,000	△ 19,000			
差引過△不足額		0	0	0		
退職者医療分	歳入	保険料	200	46	△ 154	
		府支出金	2,423	2,442	19	
		その他	877	858	△ 19	
	小計	3,500	3,346	△ 154		
	歳出	給付費	3,000	3,000	0	
		納付金	200	46	△ 154	
		その他	300	300	0	
小計	3,500	3,346	△ 154			
差引過△不足額		0	0	0		
歳入合計 (A)		139,971,000	139,425,000	△ 546,000		
歳出合計 (B)		139,971,000	139,425,000	△ 546,000		

【収支イメージ図】

一般医療分		後期高齢者支援分		介護分	
納付金 (医療分) 246億3,700万円	保険料 154億 300万円	納付金 (後期分) 89億8,100万円	保険料 54億 8,300万円	納付金 (介護分) 34億5,200万円	保険料 20億 2,900万円
給付費等 1,023億 5,200万円	国・府支出金等 989億 0万円		一般会計繰入金 (基盤) 21億 600万円	一般会計繰入金 (基盤) 7億 2,100万円	一般会計繰入金 (基盤) 7億 2,100万円
	一般会計繰入金 (基盤) 59億 600万円		一般会計繰入金 (財政) 2億 2,200万円	一般会計繰入金 (財政) 9,200万円	一般会計繰入金 (財政) 9,200万円
	一般会計繰入金 (財政) 60億 9,500万円		基金繰入金 11億 7,000万円	基金繰入金 6億 1,000万円	基金繰入金 6億 1,000万円
	基金繰入金 4億 6,000万円				
	その他 2億2,500万円				
収支均衡		収支均衡		収支均衡	
収支均衡					

4 令和5年度における制度改正

(1) 賦課限度額の引上げ 【諮問事項】(資料2-1にて説明)

(2) 出産育児一時金の支給額の増額 【諮問事項】(資料2-2にて説明)

(3) 保険料軽減措置の対象世帯の判定に係る所得基準額の引上げ

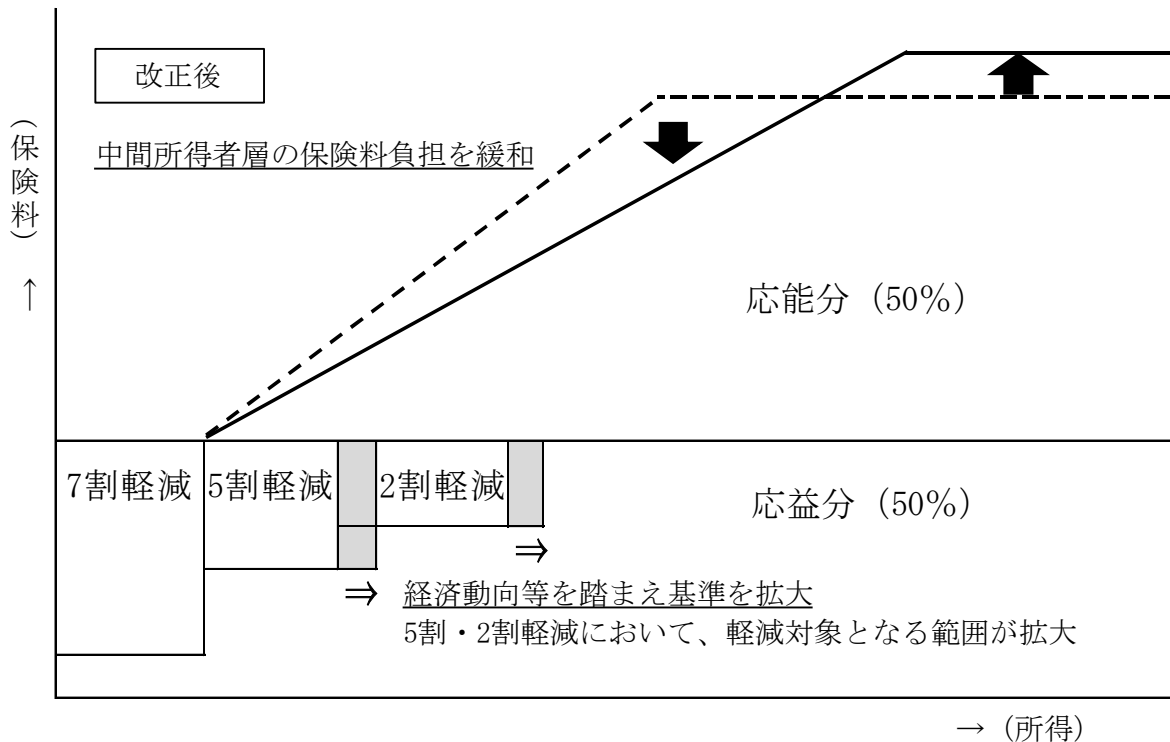
保険料軽減措置世帯について、経済動向等を踏まえ、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の判定を行う所得基準の引上げを行う。

軽減区分	現行の軽減判定(基準)所得	改正後の軽減判定(基準)所得
7割軽減	43万円 + (10万円 × 給与所得者数 - 1)	(変更なし)
5割軽減	43万円 + (10万円 × 給与所得者数 - 1) + (28.5万円 × 被保険者数)	43万円 + (10万円 × 給与所得者数 - 1) + (29万円 × 被保険者数)
2割軽減	43万円 + (10万円 × 給与所得者数 - 1) + (52万円 × 被保険者数)	43万円 + (10万円 × 給与所得者数 - 1) + (53万5千円 × 被保険者数)

(4) 産前産後保険料の免除

出産する被保険者に係る均等割・所得割保険料を4箇月間免除する。
(施行時期：令和6年1月予定)。

【(1) および (3) に関するイメージ図】



今後の医療保険制度改革について

全世代型社会保障改革について

令和3年11月に政府が設置した全世代型社会保障構築会議において、人生100年時代の到来を見据えながら、お年寄りだけではなく、子どもたち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていくため、年金、労働、医療、介護、少子化対策など、社会保障全般にわたる持続可能な改革の検討が行われ、「子ども・子育て支援の充実」、「医療・介護制度改革」等について、改革の方向性が示された。

(令和4年12月に報告書提出)

1 出産育児一時金の充実 <子ども・子育て支援の充実>

出産費用が年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるようにするとともに、出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みの導入

(1) 出産育児一時金の引き上げ（令和5年4月から）

・一分娩当たり42万円
(産科医療補償制度対象外の分娩の場合は40.8万円)

⇒

・一分娩当たり50万円
(産科医療補償制度対象外の分娩の場合は48.8万円)

(2) 後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入

出産育児一時金に対する後期高齢者医療制度からの支援についての対象額

令和6・7年 出産育児一時金（公費を除く。）の7%の2分の1

令和8年～ 出産育児一時金（公費を除く。）の7%



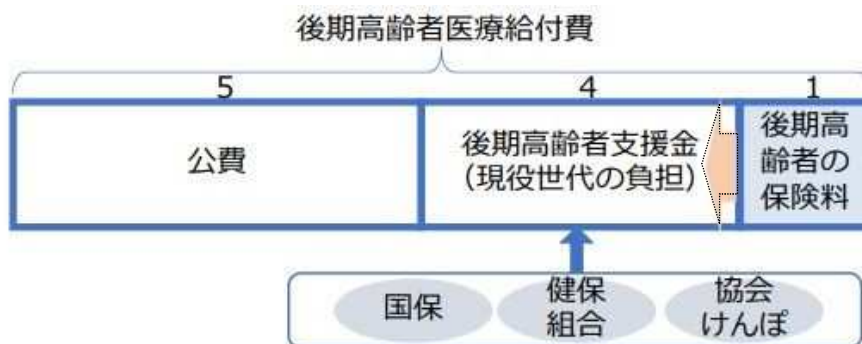
2 医療制度改革 <医療・介護制度改革>

全ての世代での支え合う仕組みの導入、高齢者世代の保険料について、低所得者に配慮しつつ、能力に応じた負担を強化する観点から、賦課限度額や所得に係る保険料率を引き上げるとともに、後期高齢者医療における高齢者の保険料負担割合の見直し（令和6年度～）

(1) 高齢者負担率（高齢者が保険料で賄う割合）の見直し

高齢者1人当たり保険料と現役世代1人当たり後期高齢者支援金の伸び率が同じになるよう高齢者負担率の設定見直し

※ 現行の高齢者負担率：現役世代減少による増加分を高齢者と現役世代で折半



(2) 能力に応じた後期高齢者の保険料負担の見直し

(ア) 後期高齢者医療制度における所得割の比率の引上げ

今回の制度改正で、低所得者層の保険料負担が増加しないように、現在、1：1となっている均等割と所得割の比率を見直し、所得割比率を引き上げ、48：52程度とする。

(イ) 後期高齢者医療制度の保険料賦課限度額を2年かけて段階的に引上げ

令和4・5年度 66万円

令和6年度 73万円

令和7年度 80万円

(ウ) 後期高齢者医療制度における所得割保険料率の引上げ

所得割のかかる一定所得者層について、所得割を2年かけて段階的に引き上げ